

道路の移動等円滑化に関する ガイドライン改定について

令和5年3月14日

第2回福井県踏切道改良協議会合同会議

「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」の改定概要

○ 令和4年6月9日 踏切道での安全対策のため、「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」を改定

現行のガイドラインでの記載内容

➤ **事例紹介**

事例の掲載により、好事例を各道路管理者に周知し、バリアフリー対策の普及を図っている。



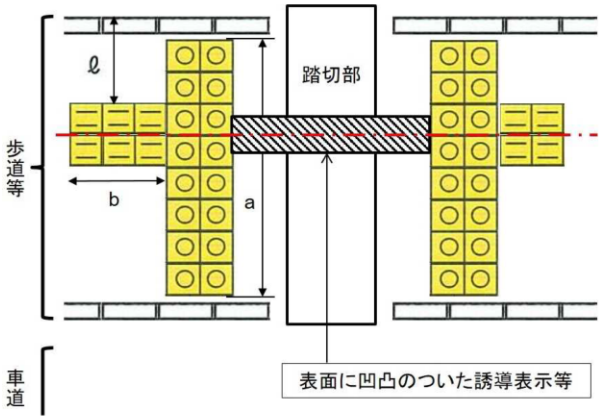
(踏切手前への視覚障害者誘導用ブロック、踏切内への誘導表示を設置した事例)

改定したガイドラインでの記載内容


➤ **踏切道での視覚障害者の誘導について、以下の整備内容を明確に規定**

- ① 踏切手前部に視覚障害者誘導用ブロックを設置
(積極的な整備を求める内容)
- ② 視覚障害者が踏切の外にいと誤認することを回避するため、踏切内に表面に凹凸のある誘導表示等を設置
(さらに高い水準として望ましい整備内容)

➤ **誘導用ブロック等の設置図を追加**



➤ **事例の追加**



奈良県大和郡山市の事例
(歩車分離されていない道路での誘導用ブロック等の設置事例)

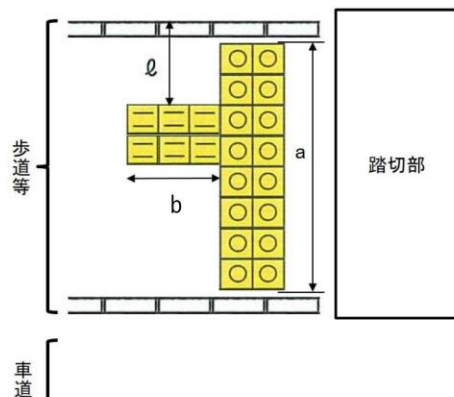
R4.6.9改定「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」
7章 その他の施設等 ②視覚障害者誘導用ブロック
(改定箇所抜粋)

●特定道路等における考え方

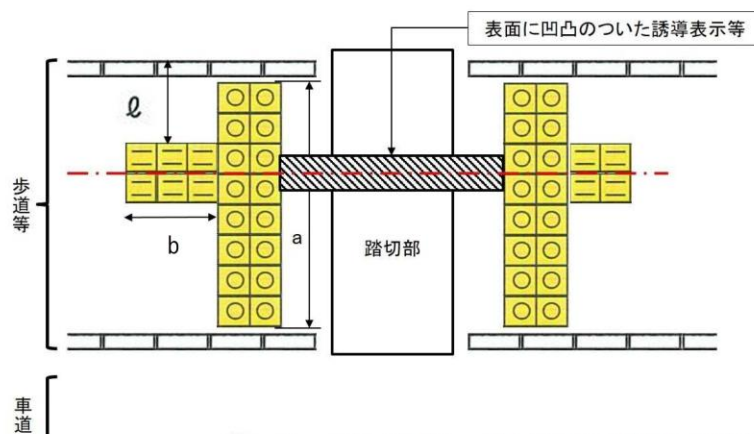
踏切道の注意喚起・方向指示のために部分的に設置する箇所	○特定道路等においては、歩道等の踏切道手前部に、点状ブロックによる踏切道の注意喚起を行うとともに、線状ブロックを部分的に設置することにより、注意喚起を行う点状ブロックに適切に誘導する。 ◇踏切道内には、鉄道事業者とも連携し、視覚障害者が車道や線路に誤って進入することを防ぐとともに踏切の外にいと誤認することを回避するため、「表面に凹凸のついた誘導表示等」(歩道等に設置する視覚障害者誘導用ブロックとは異なる形式とする)を設けることが望ましい。この場合、踏切道手前部に設置する線状ブロックで示す移動方向と、踏切内での誘導表示等が示す移動方向を直線的に連続させるようにするものとする。	参考 2-7-6
-----------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------

「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」の改定概要

【踏切道手前の設置例】



【踏切内への「表面に凹凸のついた誘導表示等」の設置例】



ℓ : 60cm 程度 (ただし、路上施設や占用物件の設置状況などによって、この値とすることが適切ではない場合は、この限りではない。)

b : 点状ブロックへ誘導するために必要な長さ設けるものとする

注) 「表面に凹凸のついた誘導表示等」の構造は別途検討することを予定している。

【コラム】踏切道に接続する箇所に歩道が設置されていない道路における視覚障害者誘導用ブロック等の設置事例

奈良県大和郡山市では、令和4年4月25日に近畿日本鉄道橿原線と大和郡山市道が交差する踏切道において、視覚に障害のある方が列車に接触し亡くなるという痛ましい事故が発生した。この事故を受けて、大和郡山市は、県内の視覚障害者団体の意見を踏まえ、視覚障害者が踏切の存在を認知できるよう、踏切道の手前部に視覚障害者誘導用ブロックを設置するとともに、踏切内に「表面に凹凸のある誘導表示」を設置した。

なお、当該道路は歩道が設けられておらず、車道外側線の外側の空間も狭小であるため、視覚障害者誘導用ブロックの一部を車道にはみ出す形状により、点状の警告ブロックを設置している。



図 2-7-8 踏切道手前部に視覚障害者誘導用ブロックを設置した事例

注) 歩道が設置されていない道路における視覚障害者誘導用ブロックや「表面に凹凸のついた誘導表示等」の設置の在り方については、「道路空間のユニバーサルデザインを考える懇談会」等において引き続き検討する予定

道路空間のユニバーサルデザインを考える懇談会

○ 国土交通省道路局では道路法及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正に伴い、道路移動等円滑化基準の改正や歩行者利便増進道路の構造基準策定について検討するとともに、道路空間のユニバーサルデザインの推進のために、本基準のガイドライン策定について検討する
(道路空間のユニバーサルデザインを考える懇談会 HP抜粋)

■ 懇談会構成(令和3年度第1回(R4.1.13)時点)

(敬称略・順不同)

【有識者】

座長	久保田 尚	埼玉大学大学院 理工学研究科 教授
委員	秋山 哲男	中央大学 研究開発機構 教授
	中野 泰志	慶應義塾大学 経済学部 教授
	川内 美彦	東洋大学人間科学総合研究所 客員研究員
	隆島 研吾	神奈川県立保健福祉大学 リハビリテーション学科 教授
	稲垣 具志	東京都市大学 建築都市デザイン学部 准教授

【事業者】

稲田 浩二	公益社団法人日本バス協会 常務理事
熊谷 敦夫	一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会 ケア輸送等統括
横原 寛	日本バスターミナル協会会長

【官公庁】

和田 真治	東京都 建設局 道路管理部 安全施設課 課長
上田 光昭	大阪市 建設局 道路部 道路課 課長
椎名 啓雄	警視庁 交通部 交通規制課 都市交通管理室長

【関係団体等】

藤平 淳一	一般財団法人全日本ろうあ連盟 理事
小出 隆司	全国手をつなぐ育成会連合会 副会長
小林 光雄	公益社団法人全国脊髄損傷者連合会 副代表理事
佐藤 聡	特定非営利活動法人DPI日本会議 事務局長
三宅 隆	社会福祉法人日本視覚障害者団体連合 組織部長
市川 宏伸	一般社団法人日本発達障害ネットワーク 理事長
平野 祐子	主婦連合会 副会長
荻津 和良	社会福祉法人日本身体障害者団体連合会 理事
小幡 恭弘	公益社団法人全国精神保健福祉会連合会 事務局長
吉田 哲朗	公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団 理事・バリアフリー推進部 部長

オブザーバー

国土交通省 大臣官房
国土交通省 総合政策局
国土交通省 都市局
国土交通省 道路局(事務局)
国土交通省 住宅局
国土交通省 鉄道局
国土交通省 自動車局
警察庁 交通局

➔「表面に凹凸のついた誘導表示等」の構造、および歩道が設置されていない道路における視覚障害者用ブロック、「表面に凹凸のついた誘導表示等」の設置の在り方 について引き続き検討予定